出 先機

関

土地改良区の役員の就任及び退任

選挙管理委員会

土地改良区の定款変更の認可.....

県上

民地 局域

Ħ.

民地

右

同

県三

:

Ħ.

第四千七十二号

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出... 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表......

事

局 :

同同務

÷

平成二十七年十一月十三日

							_
目	次						
告	示						
河川が該当す	河川が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の指						
定		(環 境	環境保全課	課	÷	_	
介護保険法に	介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	保高 _医 齢	福	課祉	÷	=	
指定障害福祉	指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃	-					
止の届出		(障 害	障害福祉課	課	÷	\Rightarrow	
障害福祉サー	障害福祉サービス事業者の指定		同	_	÷	=	
飼料の試験の結果の概要	結果の概要	畜	産	課	÷	⇉	
道路の区域の変更	变更	(道	路	課	÷	≕	
道路の供用の	の開始		同	\smile	÷	껃	
公	告						
特定調達契約	特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(システム課)	テム	課報	÷	四	
建設業者の許可の取消	可の取消し	(県東 民地	民地	局域	÷	五 .	
右 同:			同	_	÷	五.	

出...... 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届 政治資金規正法による政治団体の解散の届出.....

収用委員会

示送達...... (監

理

課)

同

:

公

示

青森県告示第七百九十一号

当する水質汚濁に係る環境基準の水域の類型を次のとおり指定する。 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、 河川が該

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

間の欄に掲げるとおり定める。 るとおり指定するとともに、当該水域の類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期 次の表の水域の欄に掲げる河川が該当する水域の類型を同表の該当類型の欄に掲げ

 る浅	平	<u> </u>	中	T	E	分新	
3部分を除いたもの) (浅瀬石川 (浅瀬石川がム貯水池に係	-川 (全域)	岩木川 (全域)	奥入瀬川 (全域)	五戸川 (全域)	馬淵川(青森・岩手県境より下流)	刃を除いたもの) お井田川 (世増ダム貯水池に係る部	水域
生 物 A	生 物 A	生 物 A	生 物 A	生 物 A	生 物 A	生 物 A	該当類型
直 ち に	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	達成期間
		岩木川水域				新井田川河口水域	指定水域の名称

曹														
¥7	高石川 (全域)	蟹田川 (全域)	長川 (全域)	今別川 (全域)	笹内川 (全域)	吾妻川 (全域)	追良瀬川 (全域)	赤石川 (全域)	中村川 (全域)	飯詰川 (全域)	虹貝川 (全域)	大落前川 (全域)	大秋川 (全域)	山田川 (全域)
	生 物 A	生 物 A	生 物 A	生 物 A	生 物 A	生物特A	生 物 A							
	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに	直ちに
		陸奥湾西側水域		津軽半島北側水域					日本海岸水域					
							完成	涪 芒	5	≢	Ę			

備考

八日環境庁告示第五十九号) 別表2の1の①のイの表に掲げる類型をいう。 「該当類型」とは、 水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年十二月二十

青森県告示第七百九十二号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

平成二十七年十一月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

	指定居宅介護
たる事務所の	又援事業者
名称	居宅介護支援事
所在	業を行う事業
地	所
月	指定

青森県告示第七百九十三号

みりあ 株式会社ふぁ

の二字田川二〇 田川二〇

業所ふぁみりあ居宅介護支援事

二の野川原市大字 一の東北原二二

亭平 一成 ・

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十七年十一月十三日

称 主たる事務所の	事業者 業 者に定障害福祉サービス	
の ^t 種類 類	ナ障 害 ご福 ス祉	
名 称	行障 害福 社	
	쁏	
所	事 ビ	
在	業事業	
地	所を	
年月日	廃 止	

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ニー クアイ	名称	事指定障害
目七の一〇 林区木ノ下四丁 宮城県仙台市若	所 在 地主たる事務所の	業者と
支就 援労 移 行	の† 種 類 り	ナ障 害 ご福 ス祉
十和田ンド	名称	行障害福祉
十和田市東五栗	所在	事業所
一	月	廃 止

青森県告示第七百九十四号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

名 称	事指定障害
所 在 地	業温が出いる
地の	者ス
の [†] 種 類 b	ナ障 害 ご福 ス祉
名	事障 害 福
称	祉
所	業ピュ
在	ビスを行
地	所う
年月日	指定

青森県告示第七百九十六号

株式会社 泉ビル 支援A型 十和田 ポマサーF デー・ パアイデンド 八戸市大字廿三 就労継続 アイデンド 一九の三五コー パマサーF 日町四三の四小 支援 十和田 ポマサーF 二・二・ 一九の三五コー デー・ 十和田市稲生町 平成

青森県告示第七百九十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)

る。 飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表す第五十六条第一項の規定により平成二十七年九月十日及び同年十月十三日収去させた

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村

申

吾

***	'		TDN、水分		ボーク C マッシュ	Į.	八戸市大字河原木字海岸24番7
Ħ	" 古 大 公	、粗脂肪、	粗たん白質、カルシウム	27 10	くみあい配合飼料スペシャル	回 計	JA全農北日本くみあい飼料株式会社ハラT信
非	"	ンノ、全耳唇裂症	ME、 米分、	27.10	DX	ē A	八戸市大字河原木字海岸24番7
#	# # C	粗脂肪、粗维维	粗たん白質、	27 40	くみあい配合飼料たまご工房	1	JA全農北日本くみあい飼料株式会社
非	"	ンノ、全耳唇裂症	ME、 头分、	27.10	チックZK後期	ē A	八戸市大字河原木字海岸24番7
<u> </u>	# # C	粗脂肪、粗维维	粗たん白質、	27 40	くみあい標準配合飼料パワー	II †	JA全農北日本くみあい飼料株式会社
湽	1、粗灰分、	担当の、粗繊維リン、粗繊維	おたら カルッウム、 ME、火分	27. 9	リカランコーン 記号後期用配合飼料HノーサンEP 仕上用	司左	八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地 6
		#대대대	† - -		- 一十、ロブロノー 一間必然		
湽	1、粗灰分、	粗脂肪、リン、粗繊維	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	27. 9	子豚マスター (M)	回左	八戸飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地 6
3			ME、水分	!		-	//尸巾入子冽原不子海库24奋地 6
#	" 若 太 分	粗脂肪、 リン、粗繊維	粗たん白質、カルシウム、	27. 9	ITOCHUÞIX ÞG	回	八戸飼料株式会社
運及の有無及り 違反の内容		1、験項目	計	製造(輸入)年月	飼料の名称	収去場所	殺垣事業場寺の名称及び所在地
並几(十首 片7/							1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1

備部道路課において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十二月十二日まで青森県県土整

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 | 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり |

	1		番図号面
	国		種道 路
	道		類の
	一 〇 号		路線
	号		名
	西津軽郡鰺ケ沢町大字姥袋字大磯二五の三一まで西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字砂山一三九の三六		变
	町大字姥!		更
	姥袋字大磯二五の三一まで 赤石町字砂山一三九の三六から		Ø
	五の三九の		X
	一までの三六から		間
後	前	前	前変 後更 別の
ロー・〇〇メートルから	四四・七〇メートルまで六・三〇メートルから	四八・四〇メートルまで	敷地の幅員
一、ハー〇・〇〇メートル	一、八八五・〇〇メートル	一、ハー〇・〇〇メートル	敷地
\circ	<u>т</u> О	0.0	の
O メー	Oメー	○メ	延長
トル	トル	トル	
			備考

青森県告示第七百九十七号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十二月十二日まで青森県県土整

平成二十七年十一月十三日

青

森

青森県知事 Ξ 村 申

吾

_

県道今別蟹田線 県道八戸環状線 路 線 名 から 東津軽郡今別町大字大川平字深沢一三の七一東津軽郡今別町大字大川平字深沢一三の七一 二まで 東津軽郡今別町大字大川平字深沢一三の一四 八戸市大字市川町字長七谷地二の一〇六から 八戸市桔梗野工業団地三丁目二の五八五まで 供 用 開 始 の X 間 平成三・二・三 の供 期 期 開 11 日始

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

物品等の名称及び数量

財務会計オンラインシステム用プリンタ賃貸借

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の一

契約の方法

Ξ

般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十七年十月二十二日

契約の相手方の名称及び住所

五

東京都港区港南二丁目一五の三

NECキャピタルソリューション株式会社

契約金額

六

千三百六十万八千円

契約の相手方を決定した手続

七

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者

かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者としたものである。

八

入札の公告を行った日

平成二十七年九月十一日

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

商号又は名称 小倉建設

氏名 小倉 秀夫

主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字北中野字中坪二二九の二

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一〇〇三二六号

兀

Ξ

五 取消年月日 平成二十七年十月二十一日

取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

平成二十七年九月十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十七年十一月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社石戸建設興業

代表者の氏名 石戸

主たる営業所の所在地 青森市大字安田字稲森一五三の七

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一〇〇〇二七号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十一日

> 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成二十七年十月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十七年十一月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社丸良建設

 \equiv 代表者の氏名 及川 公夫

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字三条目三の一

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第八一六五号

兀

六 五 取消年月日 平成二十七年十月二十六日

取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

る により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十七年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

先 機 関

出

土地改良区の定款変更の認可

川土地改良区の定款の変更を平成二十七年十月二十九日認可したので、同条第三項の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、土場 11

敏雄

"

大曲一丁目八の九

11

規定により公告する。

平成二十七年十一月十三日

上北地域県民局長

Щ

田

裕

寍

事

小山内清秀

金曲二丁目八の三

" 11

六の八

高阪

繁

土地改良区の役員の就任及び退任

第十七項の規定により公告する。 つ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、む

平成二十七年十一月十三日

下北地域県民局長 松 宮 隆

志

	"	"	"	"	"	理	"	監	"	"	"	"	"	"	理	区役員 別の
						事		事							事	別の
	室 舘	小山内秀治	木 村	太田	樋 山	白井	高阪	小山内清秀	斉 藤	室 舘	小山内秀治	木村	太田	樋 山	白井	氏
	義明	秀 治	孝一	智	卯	郎	繁	清秀	敏雄	義明	秀治	孝一	智	卯	<u>一</u> 郎	名
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	むつ	
	大字田名部字上道八七の八九	金曲二丁目一三の七	金曲一丁目一一の一八	金曲二丁目六の二一	新町一の一九	横迎町一丁目五の六	″ 六の八	金曲二丁目八の三	大曲一丁目八の九	大字田名部字上道八七の八九	金曲二丁目一三の七	金曲一丁目一一の一八	金曲二丁目六の二一	新町一の一九	むつ市横迎町一丁目五の六	住
_	"	"	"	"	"	二·一〇·一山退任	"	"	"	"	"	"	"	"	平成 一八就任	の 年 月 日

選 挙 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により政治

平成二十七年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長

柿

崎

光

顯

国会議員関係政治団体以外の政治団体 政党以外の政治団体

112・10・1五	三一の三四五三三沢市南町四丁目	阿部勝	織笠石夫	田嶋孝安後援会
112・10・1五	中平二六の一三三沢市大字三沢字	舘康人	田面木 郁男	援会下山みつよし後
t •01 •tt 1	の二 字福野田字実田五 北津軽郡板柳町大	葛西 幸男	田中正彦	援会津島淳板柳町後
= 平 一0• ≖	の一一字東田沢字無沢一東津軽郡平内町大	田中 輝一郎	田中茂勝	田中茂勝後援会
年届 月 日出	在地を事務所の所	氏 責任者	氏代 表 名者	名政治団体の

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定により、 次

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に より告示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

代

表 者

沼畑

俊

沼畑

繁

所の所在地 主たる事務

九 字相内字荒屋敷 三戸郡南部町大

八 字相内字沢構八 三戸郡南部町大

11-10-16

(石橋 充志) 北日本政経懇話会

会計責任者

斎藤

斉

乗上

憲

₽

政党以外の政治団体

(齋藤 益弘)	(山崎 豊) 山崎みよし後援会	(品川 信良) 情報を変えよう!		(山内 崇) 山内崇政経研究会		(佐藤 孝治)	山内崇後援会	(代表者氏名) 政治団体の名称
会計責任者	所 の 所 る 事 税	所の所 の所 在 地 務	類 (第二号) び公職の氏名及 の氏名及補の候補	(第一号)	の係国 区政治 団団 体関	類 (第一号) び公職の氏名及 の氏名及補	の係国 区政治 団体 関 関	異動事項
斎藤 斉	○の三 字田子字田子七 三戸郡田子町大	二丁目一三の八青森市浪岡福田	衆議院議員	衆議院議員	治団体 国会議員関係及 が第二号に係る 第一項第一号及 長の は第十九条の七	衆議院議員	係の 係る 国会議員関 第一項第二号に 法第十九条の七	新
乗上憲	の二字遠瀬字新田五三戸郡田子町大	青森市本町四丁			治団体 治団体以外の政 の政		治団体 治団体以外の政 国会議員関係政	Ш
114-10-111	1世 10. 九	二七· 六· 七		긎		乗月る二第 ・日本日 ・日本日 ・日本 ・日本 ・日本 ・日本 ・日本 ・日本 ・日本 ・		年異 月 日動

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

次の政治団体から解散の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、 同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

政党以外の政治団体

三上あつし後援会	政治団体の名称
堀口祭司	代表者氏名
平成岩 10- 元	解散年月日

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

規定により告示する。 よる資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項第三号の規定に

平成二十七年十一月十三日

青絑県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

体の名称 の名称 異動事項 新 旧 年異 月 日動

届出者の氏名

山内 崇 研究会 所の所在地 主たる事務 二文弘 一京前 町市 七次字 萱町三九の 二九の **崇平** ・成 ぐ

収 用 委 員

会

公 示送達

送達を行う。 第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示 書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令 (昭和二十六年政令第三百四十二号) 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第六十六条第三項の規定により裁決

平成二十七年十一月十三日

報

県

森

送達すべき裁決書の名称

重

光

青森県収用委員会会長 赤 津

送達を受けるべき者 平成二十七年十月二十六日付け裁決書 (青収委第三十四号)

青

別表のとおり

送達すべき書類の保管場所

 \equiv

その交付を受けることができます。 一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでも

兀 その他

す。 一の裁決書は、平成二十七年十二月三日をもって送達があったものとみなされま

別表

不明 浜田とくの相続人	氏 名
	童
	严

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

県号

定価小口一枚二付十五円四十四銭